砂川市選挙管理委員会告示 第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項並びに第86条第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項、第11項並びに第5条第1項、第15項の規定による令和5年3月30日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数は、次のとおりである。

選挙人名簿に登録されている者の総数	14,	1 3 8 人
50分の 1 の数		283人
6 分の 1 の数	2,	3 5 7 人
3分の1の数	4,	7 1 3 人

令和5年3月30日

砂川市選挙管理委員会 委員長 信 太 英 樹